

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成27年12月22日（平成27年（行情）諮問第759号）

答申日：平成28年6月9日（平成28年度（行情）答申第116号）

事件名：安全保障法制整備に関する与党協議会に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

『安全保障法制整備に関する与党協議会』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（期間は平成27年5月1日から同月14日までにつづられたもの）＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる13文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年7月17日付け閣安保第366号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

他にも文書が存在するものと思われる。

テーマの重要性を鑑みると、本件開示決定で特定された文書以外にも更に文書が存在するものと思料される。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁において、法9条1項の規定に基づき、原処分を行ったところ、審査請求人から文書の再特定等を求めて審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「安全保障法制整備に関する与党協議会」（以下「与党協議会」という。）とは、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）の報告書を受け、自民、公明両党により、切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進めるにあたり

検討を行うために開催されたものである。

本件対象文書は、与党協議会に関して作成又は取得した文書である。

3 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、再度行政文書の特定を実施したが、本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「他にも文書が存在するものと思われる」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められないところである。

5 結語

以上のとおり、本件開示請求に対して、法9条1項に基づき本件対象文書を特定し、開示した決定については、処分庁において本件審査請求に係る文書を保有しているとは認められないため、妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年12月22日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年5月17日 | 審議 |
| ④ 同年6月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「与党協議会に関してその業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（期間は平成27年5月1日から同月14日までにつづられたもの）」の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書以外にも文書が存在する旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、与党協議会に関して内閣官房国家安全保障局（以下「国家安全保障局」という。）が作成又は取得した文書である。

イ 与党協議会は、懇談会の報告書が政府に提出されたことを受けて、安全保障に係る切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進めるに当たり検討を行うために開催されたものであり、与党主催の会合である。

ウ 平成27年5月1日から14日までの間に与党側の求めに応じ国家安全保障局が出席した与党協議会は同月11日及び14日の計2回であり、国家安全保障局が同会合に提出した文書及び同会合で取得した文書を本件対象文書として特定したものである。

エ 本件審査請求を受け、再度探索を行ったが、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

オ なお、5月14日の与党協議会は議事次第以外に配布された文書はなく、保有している文書はない。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、いずれも与党協議会に関するものであり、本件請求文書に該当すると認められる。

また、5月11日及び同月14日の与党協議会の議事次第を確認したところ、政府側の説明が予定されていたのは5月11日の同会合のみであったことが見受けられ、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然・不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、国家安全保障局において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 与党協議会（第 2 4 回）議事次第
- 文書 2 第 2 4 回与党協議会「平和安全法制」の概要 我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備
- 文書 3 第 2 4 回与党協議会 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（以下「平和安全法制整備法」という。）案要綱
- 文書 4 第 2 4 回与党協議会 平和安全法制整備法
- 文書 5 第 2 4 回与党協議会 平和安全法制整備法案 新旧対照表
- 文書 6 第 2 4 回与党協議会 平和安全法制整備法案 参照条文
- 文書 7 第 2 4 回与党協議会 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（以下「国際平和支援法」という。）案要綱
- 文書 8 第 2 4 回与党協議会 国際平和支援法
- 文書 9 第 2 4 回与党協議会 国際平和支援法案 参照条文
- 文書 1 0 第 2 4 回与党協議会 我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について
- 文書 1 1 第 2 4 回与党協議会 離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について
- 文書 1 2 第 2 4 回与党協議会 公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について
- 文書 1 3 与党協議会（第 2 5 回）議事次第